

地域密着型認知症対応型共同生活介護  
運 営 規 程

地域密着型認知症対応型共同生活介護事業所  
グループホーム たまゆら

## (目的)

**第1条** この規程は、株式会社たまゆらが設置する「グループホーム たまゆら」において実施する地域密着型認知症対応型共同生活介護事業（以下「当事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

## (運営方針)

**第2条** 当事業は、施設の利用者（要介護者で認知症であるもの）について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように努めるものとする。

## (指定事業所の名称及び所在地)

**第3条** 事業を行う指定事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム たまゆら
- (2) 所在地 長野県飯田市北方 2613-13

## (職員の職種及び員数)

**第4条** 事業所に次の職員を置く。

- (1) 管 理 者 1人（常勤兼務）
- (2) 医 師 1人（非常勤兼務）
- (3) 計画作成担当者 1人（常勤兼務）
- (4) 看 護 師 1人（非常勤兼務）
- (5) 介 護 職 員 6人以上（常勤、非常勤）
- (6) 栄 養 士 1人（非常勤兼務）
- (7) 事 務 職 員 1人（非常勤兼務）

## (職員の職務内容)

**第5条** 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 計画作成担当者は、利用者及び家族と協議の上、認知症対応型共同生活介護サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。

利用者又はその家族の要望、利用者について把握された解決すべき問題点に基づき、他の地認知症対応型共同生活介護施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその

達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ認知症対応型共同生活介護サービスの原案を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、当該認知症対応型共同生活介護サービス計画を利用者に交付する

- (3) 介護職員は、主として利用者の日常生活の世話（食事、入浴、排泄、整容等）の業務に従事する。
- (4) 栄養士は、主として利用者の栄養管理、食品管理等の業務に従事する。
- (5) 事務職員は、運営に関する庶務的な業務に従事する。

#### **(利用定員・居室数)**

**第6条** 当事業所の利用定員は9名、居室は個室で9室とする。

#### **(利用期間)**

**第7条** 当事業所の利用期間は、原則として終身であるが、利用者又はその家族の意志により退所を希望する場合、他の利用者との共同生活が難しい場合、又は利用者の健康状態により医療機関への長期の入院が見込まれ、利用者及びその家族の同意により退所する場合はその時点において利用終了とする。

#### **(当事業所のサービス内容)**

**第8条** 当事業所のサービスは、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と、日常生活の充実に資するよう適切な処理をもって、次のようなサービスを行うものとする。

- (1) 利用者の日常生活援助に関すること。
- (2) 利用者の機能訓練に関すること。
- (3) 利用者の健康管理、栄養管理に関すること。
- (4) 利用者の家族の相談、助言に関すること。

#### **【短期利用共同生活介護】**

**第9条** 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期利用の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介

護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、(介護予防)短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、(介護予防)短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

6 (介護予防)短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

#### (利用料)

**第10条** 当事業所が提供するサービス利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額とする。ただし、法定代理受領サービスの場合は、その1割から3割とする。

介護保険の給付対象とならない次の各号に定めるサービスについては、利用者が負担するものとする。

- (1) 食費(材料費+調理費)
- (2) 居住費
- (3) 管理費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要とするもので、その利用者が負担することが適当と認められるものの実費

#### (事業の実施地域)

**第11条** 飯田市に在住し、現に飯田市に住民届けがしてある者。

#### (日課への協力)

**第12条** 日課は認知症対応型共同生活介護サービス計画にもとづき利用者に説明し同意のもとに実施されるが、利用者は、自身の計画達成に向けて日課へ協力するとともに、他の利用者等との相互の親睦を図るものとする。

#### (生活上の遵守事項)

**第13条** 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物、設備、備品等を損傷しないこと。
- (2) 職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと。
- (3) 敷地内は原則禁煙です。

#### (損害賠償)

**第14条** 利用者は、故意又は過失によって施設、設備、備品等に損害を与え、あるいは無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に回復する責任を負うものとする。

### (苦情受付窓口の設置)

**第15条** 当事業所は、提供したサービスに関しての利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口と解決機関を設置する。

- (1) 管理者、計画作成担当者による日常的苦情相談受付窓口を設置する。
- (2) 苦情対策委員会を設置する。委員会は、管理者、計画作成担当者、看護職員、主任介護職員を以って構成する。

### (緊急時における対応方法)

**第16条** 認知症対応型共同生活介護サービスを行っている時（昼夜を問わず）に、利用者の心身の状況の異変その他緊急事態が生じたときは、介護職と看護職は協力して、あらかじめ届けられている連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医及び協力病院又は嘱託医師に連絡するなど、適切な措置を講じるものとする。

### (その他運営に関する重要事項)

**第17条** 身体拘束に関する事項 当

事業所では、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するためのやむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。

施設長の判断のもとで、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、家族の同意書を頂き、その際の利用者の心身の状況、身体拘束の方法、時間等は記録に残すものとする。

**第18条** 虐待防止に関する事項

施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設（事業所）において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

**第19条** 記録の整備・保管

当事業所は、利用者の介護保健サービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保存する。

当事業所は、利用者が記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとする。但し、介護者その他の者（利用者の保証人、身元引受人を含む）に対し

ては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じるものとする。

#### (災害対策)

**第20条** 管理者は、災害防止のため、次の事項について適切な措置を講じておくこととする。

- (1) 災害発生に際しての避難すべき場所を予め定めておくこと。
- (2) 災害発生時の避難、救出等の訓練を消防機関の協力を得て随時行うこと。
- (3) 消火、避難及び警報の設備並びに火災発生の恐れのある箇所を常に点検すること。
- (4) 災害の際の避難、救出及び消火の役割を予め定め掲示すること。

#### (防火管理者)

**第21条** 防火管理者は、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、消防機関に届け出るとともに、消火、避難、救出訓練を年2回以上実施する。

#### (衛生管理)

**第22条** 利用者等の使用する食器その他の設備、又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は必要な措置を講じるとともに、介護器具及び医療器具等の管理を適正に講じるものとする。

#### (秘密保持等)

**第23条** 事業者及び事業所に勤務する職員は、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、職員を退職した後も同様とする。

#### (研修)

**第24条** 当事業所は、認知症対応型共同生活介護職員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上、随時

#### (委任)

**第25条** この規程に定めるもののほか、運営管理に必要な事項は、事業者と管理者が協議して定める。

#### [附則]

この規程は、令和2年12月16日から施行する。